

補助金公募要領が公表されました。

～事業再構築補助金及びIT導入補助金2021～

「事業再構築補助金」の概略はご案内(2021年2月号)のとおりですが、具体的な公募期間や定義等を定めた公募要領が公表されました。また、「IT導入補助金2021」の公募要領が公表されておりますので併せてご確認ください。

I 事業再構築補助金（第1回）

公募期間 令和3年3月26日（金）～令和3年4月30日（金）の午後18時まで

受付期間 令和3年4月15日（木）未定（電子申請のみ）

事業再構築要件（詳細は事業再構築指針を参照）

支援の対象となる事業再構築は「新分野展開」「事業転換」「業種転換」「業態転換」「事業再編」を指します。

新分野展開	主たる業種（日本標準産業分類の大分類をいう）又は主たる事業（日本標準産業分類の中分類以下をいう）を変更することなく、新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出することをいう。
事業転換	新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することをいう。
業種転換	新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより主たる業種を変更することをいう。
業態転換	製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更することをいう。
事業再編	合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことをいう。

売上高減少要件（10%以上）

新型コロナウイルス感染症の影響によらない売上の減少は対象外です。

西山会計事務所
<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

認定支援機関要件

補助金額 3,000 万円を超える事業計画は、金融機関及び認定経営革新等支援機関と共同で策定する必要があり、「金融機関による確認書」の提出が必要です。

付加価値額要件 (3%以上)

付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいいます。

審査・加点項目

審査・加点項目として以下の項目について検討が必要になります。

① 補助対象事業としての適格性

補助対象事業の要件

補助事業終了後 3～5 年計画で「付加価値額」年率 3 %以上の増加等

② 事業化点

人材、事務処理能力や財務の状況等からの補助事業遂行能力

金融機関等からの十分な資金調達能力

競合他社の動向把握、市場規模及び市場のニーズの有無の検証

価格的・性能的に優位性や収益性を有し遂行方法及びスケジュールの妥当性

費用対効果、既存事業とのシナジー効果の検証

③ 再構築点

事業再構築指針に沿った取組み。大胆な事業の再構築のリスクの程度。

売上の減少により事業再構築を行う必要性や緊急性の有無

新しいビジネスモデル構築等を通じ地域のイノベーションに貢献し得る事業

④ 政策点

先端的なデジタル技術、低炭素技術の活用等で我が国の経済成長を牽引

ニッチ分野においてグローバル市場でもトップの地位を築く潜在性の有無

雇用の創出や地域の経済成長を牽引する事業

⑤ 加点

令和 3 年の国による緊急事態宣言の影響を受けた事業者

- ・ 2021 年 1 月から 3 月のいずれかの月の売上高が対前年（又は対前々年）同月比で 30%以上減少していること。
- ・ 2021 年 1 月から 3 月のいずれかの月の固定費（家賃+人件費+光熱費等の固定契約料）が同期間に受給した協力金の額を上回ること。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

II IT導入補助金 2021 (A・B 類型)

働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等の制度変更に対応するため生産性向上に資する IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入経費の一部が補助されます。

交付申請期間 2021年4月上旬頃から公募開始（順次公開予定）

補助対象経費

事務局に登録された IT ツールの導入費用

次の費用については補助の対象外となります。

- ・追加購入のライセンス費用 ・ホームページ、EC サイトの制作費用
- ・ハードウェア製品、リース料金 ・公租公課（消費税） 等

類型と補助金額

類型	補助金額	プロセス数	補助率	賃上目標	補助対象
A 類型	30万円から 150万円未満	1以上	1/2	加点要件	ソフトウェア購入費用 及び導入費用で労働生 産性の向上に資する IT ツール
B 類型	150万円から 450万円以下	4以上		必須要件	

IT ツールの要件

事前登録された IT ツールの中から導入する IT ツールを選択し交付申請を行う。その際、選択した IT ツールは共 P-01 から各業種 P-06 のソフトウェアのうち必ず 1 種類以上含む必要があります。(B 類型の場合は汎 P-07 も含め 4 種類以上)

	種 別	P コード	プロセス名
業務 プロセス	共通プロセス	共 P-01	顧客対応・販売支援
		共 P-02	決済・債権債務・資金回収管理
		共 P-03	調達・供給・在庫・物流
		共 P-04	会計・財務・経営
		共 P-05	総務・人事・給与・労務・教育訓練・ 法務・情シス
	業種特化型プロセス	各業種 P-06	業種固有プロセス（生産管理等）
	汎用プロセス	汎 P-07	汎用・自動化・分析ツール